

資料

令和6年9月12日開催
第5回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

- | | | | |
|-------|-----------------------------|-------|-----|
| 議案第1号 | 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について | ----- | 1～3 |
| 議案第2号 | 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について | ----- | 4～5 |

○規約の変更

- | | | | |
|-------|-------------------------|-------|-----|
| 議案第8号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について | ----- | 6～7 |
|-------|-------------------------|-------|-----|

○決算の認定

認定第1号から

- | | | | |
|-------|-------------------------------------|-------|------|
| 認定第4号 | 令和5年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査意見について | ----- | 8～19 |
|-------|-------------------------------------|-------|------|

認定第5号から

- | | | | |
|-------|--------------------------|-------|-------|
| 認定第8号 | 令和5年度美瑛町公営企業会計決算審査意見について | ----- | 20～38 |
|-------|--------------------------|-------|-------|

○健全化判断比率及び資金不足比率の報告

- | | | | |
|-------|------------------------------|-------|-------|
| 報告第1号 | 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について | ----- | 39～45 |
|-------|------------------------------|-------|-------|

美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

個人番号カード等を利用して、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備（スマートフォン）を利用した印鑑登録証明書の交付に係る規定を追加する。

3 施行期日

令和6年12月1日から施行する。

○美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

令和6年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第14条 【略】</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（<u>地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。</u>）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）をいう。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）をいう。</u>）を使用し、必要な操作を行うことにより、前条に規定する印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）</p> <p>第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しないものとする。<u>ただし、前条の規定による申請があつた場合を除く。</u></p> <p>（1）～（4） 【略】</p> <p>第17条 【略】</p>	<p>第1条～第14条 【略】</p> <p>（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）</p> <p>第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しないものとする。_____</p> <p>（1）～（4） 【略】</p> <p>第16条 【略】</p>

○美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

令和6年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第18条 【略】 第19条 【略】 第20条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第17条 【略】 第18条 【略】 第19条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町手数料徴収条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

個人番号カード等を利用して、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から住民票の写し等を交付するに当たり、役場窓口と多機能端末機それぞれにおける交付に係る手数料の均衡を図るため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

住民票の写し等の交付に係る手数料について、「2枚以上600円」の項を削り、「1通につき300円」に整理する。

3 施行期日

令和6年12月1日から施行する。

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和6年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
第1条～第7条 【略】 附則 【略】 別表（第2条関係）			第1条～第7条 【略】 附則 【略】 別表（第2条関係）		
手数料の種類	単位	金額	手数料の種類	単位	金額
1 【略】			1 【略】		
2 世帯全員の住民票の写し又は証明書の交付	1通につき	300円	2 世帯全員の住民票の写し又は証明書の交付	1枚まで	300円
				2枚以上	600円
3 住民票若しくは除票の写し又は証明書の交付	1通につき	300円	3 住民票若しくは除票の写し又は証明書の交付	1枚につき	300円
4 住民票の写しの広域交付、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円	4 住民票の写しの広域交付、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1枚まで	300円
				2枚以上	600円
5～41 【略】			5～41 【略】		
備考 【略】			備考 【略】		

○北海道後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

令和6年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第5条～第18条 【略】 (広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第19条 1 【略】 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表____により、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>第20条 【略】 附則 【略】</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第1条～第3条 【略】 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>第5条～第18条 【略】 (広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第19条 1 【略】 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>第20条 【略】 附則 【略】</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡</p>

○北海道後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

令和6年9月12日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>—</p> <hr/> <p>別表 (第19条関係) 【略】</p>	<p>し</p> <p>(5) 保険料に関する申請の受付</p> <p>(6) 前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p>別表第2 (第19条関係) 【略】</p>



美 監 査 第 1 6 号
令和 6 年 8 月 3 0 日

美瑛町長 角 和 浩 幸 様

美瑛町監査委員 大 西 宣 

美瑛町監査委員 谷 本 憲 

令和 5 年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査
意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により、令和 6 年 7 月 1 日付け美総財第 1 4 2 号で審査に付された令和 5 年度美瑛町一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況等の決算審査を終了したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和5年度美瑛町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和5年度美瑛町基金運用状況
- (6) 地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書

2 審査の期間

令和6年8月5日から令和6年8月8日までの4日間

3 審査の会場

監査委員室

4 審査の方法

令和5年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たっては、町長より送付を受けた各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿、基金の運用状況を示す会計課保管の書類等を照合調査し、計数の正確性、予算執行の的確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にしながら審査を執行した。

審査に当たっては、はじめに担当課・局・室長から令和5年度決算の事業概要を、また、担当職員からは、決算書の備考欄に記載の各種事業に関し提出を求めた資料（別途請求）に基づいて詳細なる説明を受け、契約書類等との照合等を経て、監査委員が必要と認める事項について、試査による手続きにより審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿は関係法令に準拠して調製されており、また、歳計現金等の残高は、指定金融機関の現金保管状況内訳書の最終分と合致しており、計数的には正確なことを確認し、総括的には予算の執行、財務に関する事務の処理は適正であると認める。

以下、各会計の決算審査の概要、個別の意見は、次のとおりである。

一 般 会 計

令和5年度の決算額は、歳入 11,967,824 千円、歳出 11,682,673 千円で、差引 285,151 千円（繰越明許費繰越額 5,910 千円、実質収支額 279,241 千円）は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決算額			予算に対する比率	
	歳入	歳出	残額	歳入	歳出
12,047,240	11,967,824	11,682,673	285,151	99.3	97.0

1 歳 入

(1) 歳入の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算対比	調定対比
12,047,240	11,980,869	11,967,824	931	12,114	99.3	99.9

調定額は、予算現額の 99.4% (66,371 千円減) で、この内、収入済額は、11,967,824 千円で、予算現額の 99.3% (79,416 千円減)、調定額の 99.9% (13,045 千円減) であり、残額の 13,045 千円については、931 千円が不納欠損額、12,114 千円が収入未済額となっている。

(2) 主な歳入の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入構成比
町 税	1,149,658	1,170,491	1,162,108	931	7,452	9.7
地方交付税	5,224,584	5,224,584	5,224,584	0	0	43.7
国庫支出金	1,105,653	1,048,706	1,048,706	0	0	8.8
道 支 出 金	1,143,244	1,131,322	1,131,322	0	0	9.5
町 債	954,724	901,524	901,524	0	0	7.5
そ の 他	2,469,377	2,504,242	2,499,580	0	4,662	20.8
計	12,047,240	11,980,869	11,967,824	931	12,114	100.0

(注) 調定額は、端数調整のため一致しないことがある。

町税の徴収率は、99.3%（前年度同率）で、収入済額では、固定資産税の過疎法による課税免除期間の終了などにより 31,397 千円の増となっている。不納欠損額は、931 千円で前年度に比して 700 千円の減、収入未済額は、7,452 千円で 728 千円の増となっている。

税目別の徴収率は、町民税が 99.2%、固定資産税が 99.3%、軽自動車税が 98.1%、たばこ税・入湯税が 100.0%のいずれも前年度同率となり、都市計画税が 99.5%（前年度 99.6%）で 0.1%の減となっている。

現年度分・滞納繰越分別にみると、現年度分は 99.7%（前年度同率）で、滞納繰越分では 35.0%（前年度 44.0%）で 9.0%の減となっている。

徴収事務については、新規滞納者に対し、納期限後 20 日以内に督促状の発送を行い、また年度内完納を目指し納税相談等を行うなどして、全体の徴収率が 99.3%（前年度同率）となっている。

納付方法については、口座振替納付、コンビニ納付に加えデジタル化に対応したクレジットカードやインターネットバンキングによるキャッシュレス決済が可能となる QR コードを印字するなど、時間や場所に左右されない納付方法の充実を図るなど納税者に対する配慮が見受けられる。

滞納整理については、早期の財産調査の実施とあわせて、滞納者の実態調査の範囲を広げ、換価容易な財産を特定し滞納処分をするなど、滞納額縮減への取組がなされている。

今後においても上川広域滞納整理機構との連携が必須であり、徴収率の向上及び滞納繰越額の縮小に向け、適正な対策を引き続き講じられたい。また、居所不明者、生活困窮者に係る不納欠損額の処理においても適正に措置されるとともに、今後も公平で公正な税収の確保に努められたい。

また、税外収入においても、関係課との綿密なる協議のもと徴収体制の協力、強化を図り徴収率の向上への努力を引き続き期待するものである。

地方交付税は、前年度に比べ 121,389 千円減の 5,224,584 千円で、歳入決算額の 43.7%（前年度 45.6%）となっており、普通交付税が 70,982 千円（1.5%）の減、特別交付税は、50,407 千円（9.5%）の減となっている。

地方交付税の実績は、次表のとおりである。

（単位 千円・比率 %）

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
普通交付税	4,320,657	4,473,016	4,750,151	4,816,369	4,745,387
特別交付税	431,892	439,861	513,149	529,604	479,197
計	4,752,549	4,912,877	5,263,300	5,345,973	5,224,584
対前年比	1.1	3.4	7.1	1.6	△ 2.3

以下、前年度との比較では、国庫支出金 236,480 千円 (18.4%) の減、道支出金 159,474 千円 (16.4%) の増、町債 148,849 千円 (19.8%) の増、その他 257,089 千円 (11.5%) の増となっている。

年度末の町債残高は、長期的に町債の発行を抑制していることなどから、前年度に比して 765,306 千円減の 10,685,884 千円となっている。

その他の歳入の収入未済額は、4,662 千円で前年度に比して 493 千円の減となっている。

その他収入未済額は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

区 分	年 度	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率
保 育 負 担 金	3	45	0	0	45	0.0
	4	45	5	0	40	11.1
	5	40	6	0	34	15.0
国営農地開発事業 負 担 金	3	320	120	0	200	37.5
	4	200	120	0	80	60.0
	5	80	80	0	0	100.0
河 川 使 用 料	3	72	58	0	14	80.6
	4	75	62	0	13	82.7
	5	372	358	0	14	96.2
町営住宅使用料	3	99,466	94,175	0	5,291	94.7
	4	100,176	95,155	0	5,021	95.0
	5	96,683	92,069	0	4,614	95.2
計	3	99,903	94,353	0	5,550	94.4
	4	100,496	95,342	0	5,154	94.9
	5	97,175	92,513	0	4,662	95.2

収入未済額については、国営農地開発事業負担金の皆減及び町営住宅使用料の収納率の増などにより、前年度と比して 492 千円減少している。町営住宅使用料については、引き続き収納事務の一層の努力を期待する。

2 歳出

(1) 歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
12,047,240	11,682,673	116,029	248,538	97.0

決算額は、11,682,673 千円で予算額の 97.0%の執行率となっている。

不用額は、248,538 千円（予算額の 2.1%）で前年度に比べ 37,321 千円の増となっている。

(2) 性質別の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

区 分	年 度	令和4年度		令和5年度		比 較	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増加率
人 件 費		1,432,783	12.2	1,434,181	12.0	1,398	0.1
物 件 費		1,391,745	11.9	1,425,326	11.9	33,581	2.4
維 持 修 繕 費		530,379	4.5	525,065	4.4	△ 5,314	△ 1.0
扶 助 費		830,780	7.1	945,220	7.9	114,440	13.8
補 助 費		1,706,881	14.6	1,826,036	15.2	119,155	7.0
公 債 費		1,815,662	15.5	1,700,797	14.2	△ 114,865	△ 6.3
投資・出資・積立		492,693	4.2	401,461	3.4	△ 91,232	△ 18.5
繰 出 金		924,852	7.9	906,591	7.6	△ 18,261	△ 2.0
事 業 費		2,252,545	19.2	2,417,996	20.2	165,451	7.3
そ の 他		100,000	0.9	100,000	0.8	0	0.0
計		11,478,320	98.0	11,682,673	97.6	204,353	1.8
繰 越 額		250,564	2.1	285,151	2.4	34,587	13.8
合 計		11,728,884	100.0	11,967,824	100.0	238,940	2.0

増額となった主なものは、扶助費では、社会福祉・障がい者福祉関係給付費等の増などにより、114,440 千円（13.8%）の増、事業費では、道路整備に要する事業費が大幅に減額となったものの、市街地駐車場整備や大雪葬斎場整備に要する費用などが皆増となったことから、165,451 千円（7.3%）の増となっている。一方、減額となった主なものは、起債償還元金及び利子の減により、公債費において 114,865 千円（6.3%）の減、観光振興基金が新設されたものの、公共施設等整備基金への積立金が大幅に減額となり、投資及び出資金・積立金において 91,232 千円（18.5%）の減となっている。

上記を踏まえ、歳出全体としては、238,940 千円（2.0%）の増となっている。

(3) 財政構造の弾力性を判断する経常的経費の経常収支比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

種別 年度	人件費	物件費等	公債費	経常費充当計
元	1,116,525 (18.4)	2,565,690 (42.2)	1,487,646 (24.5)	5,169,861 (85.1)
2	1,104,728 (17.5)	2,663,047 (42.3)	1,542,802 (24.5)	5,310,577 (84.3)
3	1,109,300 (16.7)	2,777,048 (41.6)	1,670,309 (25.1)	5,556,657 (83.4)
4	1,084,489 (16.1)	2,765,299 (42.6)	1,752,568 (26.7)	5,602,356 (85.4)
5	1,094,339 (16.9)	2,811,873 (43.2)	1,644,918 (25.3)	5,551,130 (85.4)

経常収支比率は、85.4%で前年度同率となっている。

内訳では、人件費が0.8%の増、物件費等が0.6%の増、公債費が1.4%の減となっている。

(4) 予備費の充用は、件数7件、金額2,054千円で前年度に比して件数では2件の増、金額は646千円の減となっている。

3 総括意見

令和5年度決算については、物価、燃料資材費等の高止まり、人件費の増嵩が続く中で、引き続き町民の安定した暮らしを守るため、きめ細やかにあらゆる方面において、「第6次美瑛町まちづくり総合計画」に基づく実効性のある事業が展開されている。現状の社会情勢への対応として、基幹産業である農業分野においては、農業経営の圧迫を緩和すべく、燃料資材費等への支援を行い、社会福祉分野においては、低所得世帯への支援、介護等各社会福祉事業所への運営支援がなされている。コロナ禍前の賑わいを取り戻した観光分野においては、カメラの設置により観光地の混雑状況を可視化し、その情報を発信するなどオーバーツーリズム対策を強化し、その他2050年ゼロカーボン実現に向けた事業検討が開始されるなど、時代ニーズを的確に捉えた事業が推進されている。

行財政運営については、地方債残高が765,306千円(6.7%)の減となり、引き続き減少傾向にあり、町債の活用を抑制した堅実な財政運営がなされている。一方で、北海道市町村備荒資金組合超過納付金を合わせた基金の総額(土地開発基金を除く。)は、前年度比205,506千円減の4,069,645千円となっており、物価、人件費の高騰などにより厳しい財政状況にあることは理解するが、有効な財政運営のもと安定的な財政基盤の維持をお願いしたい。

自主財源の根幹をなす税・使用料等の収入確保は、安定的な財源確保のために優先すべき課題であるが、令和5年度の町税の収入未済額は7,452千円、不納欠損額は931千円となっている。納税の重要性、税負担の公平化の観点から、不納欠損額

を極力最小限にとどめるとともに、引き続き早期の滞納整理に努め、未収金発生の防止及び早期回収に努力されたい。

歳出については、経常収支比率が 85.4%（前年度同率）で、実質公債費比率が 13.4%（前年度 12.5%）で 0.9%と増加しており、実質公債費比率が上昇傾向ではあるが、安定した財政基盤であることに変わりはない。

引き続き効率的かつ効果的な予算執行のもと、安定的な財政基盤を確保しつつ、多様化する町民や時代のニーズに的確に対応し、町民福祉の向上に寄与されるようお願いしたい。

今後においても、地方自治体が抱える「高齢化による労働力不足」「経営者の後継者不足」「物価・人件費の高騰」「災害時への備え」などの問題に、本町においても対応しながら、引き続き安全・安心に暮らせるまちづくりと、将来にわたり持続的に発展していくための取組が当然求められる。これら厳しい情勢ではあるが、住民の暮らしや地域経済を支えるため、創意工夫を凝らし、健全かつ適正で効率的・効果的な行財政運営の更なる推進を望むものである。

特 別 会 計

1 老人保健施設事業特別会計

令和5年度の決算額は、歳入 97,072 千円、歳出 97,070 千円で、差引 2 千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
97,077	97,072	97,070	2	100.0	100.0

指定管理者制度による運営により、利用料金は指定管理者の収入となり、指定管理者の運営に対する支援貸付金等の施設事業費 50,000 千円及び起債元利償還金等の公債費が主な支出である。今後も、寝たきりや認知症など介護を必要とする方々の増加に対応し、看護・介護や機能訓練を提供する施設としての役割を十分に果たされ、要介護高齢者の自立を支援し、必要なケアとサービスを提供されたい。

2 農業研修施設事業特別会計

令和5年度の決算額は、歳入 12,356 千円、歳出 12,356 千円で、前年度に比して歳入歳出いずれも 6,415 千円の減となっている。

使用料及び手数料では、1,831 千円となっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
15,183	12,356	12,356	0	81.4	81.4

令和5年度の主な歳入は、農業技術研修センター及び農業担い手研修センターの施設使用料や一般会計からの繰入金となり、歳出については、両施設の管理運営に要する費用となっている。

令和5年度で本会計は廃止となり、一般会計へ移行となっているが、今後においても、両施設それぞれの役割を発揮し、基幹産業である農業の発展に向けた施設運営に取り組まされたい。

3 白金泉源事業特別会計

令和5年度の決算額は、歳入26,870千円、歳出18,634千円で、差引8,236千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
22,946	26,870	18,634	8,236	117.1	81.2

白金エリアは本町における代表的な観光地であり、また、天然温泉は観光資源として大きな魅力となっている。今後とも、良質で安定した湯量を確保するため、日頃からの配管、設備の点検、修繕及び見回り等を実施し、将来にわたって安定的な湯量を供給する泉源事業の運営に努められたい。

各基金の運用状況

基金の期中増減と期末残高は、次の表のとおりである。

1 一般会計等

(単位 千円)

区 分	前年度末残高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
財政調整基金	552,649	5	552,654
公共施設等整備基金	853,851	△ 96,731	757,120
減債基金	608,518	△ 119,994	488,524
人づくり育成基金	282,616	△ 5,993	276,623
福祉基金	157,535	△ 20,649	136,886
農業振興基金	99,823	△ 17,363	82,460
民有林環境保全基金	70,788	△ 10,000	60,788
丘のまちびえいまちづくり基金	603,347	18,804	622,151
光ファイバーテレビ放送網管理基金	6,685	0	6,685
森林環境譲与税基金	49,453	△ 32,249	17,204
観光振興基金	0	76,507	76,507
小 計	3,285,265	△ 207,663	3,077,602
土地開発基金	194,299	0	194,299
合 計	3,479,564	△ 207,663	3,271,901

(再掲：土地開発基金の内訳)

(単位 千円)

基金名	前年度末の	当年度中の	当年度末の	運用状況
	基金額	増減額	基金額	
土地開発基金	194,299 (内土地 154,235)	0 (内現金△3,200) (内土地3,200)	194,299	現金 36,864 貸付金 0 土地 157,435 (7,469.28㎡)

2 特別会計

(単位 千円)

区 分	前年度末残高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
老人保健施設事業基金	11,796	341	12,137
美瑛町農業研修施設事業特別会計基金	0	0	0
美瑛町白金泉源事業特別会計基金	4,498	0	4,498

3 審査の結果


審査の結果、基金の運用状況の計数は正確であることが認められた。




美 監 査 第 1 7 号

令 和 6 年 8 月 3 0 日

美 瑛 町 長 角 和 浩 幸 様

美 瑛 町 監 査 委 員 大 西 宣 充 

美 瑛 町 監 査 委 員 谷 本 憲 一 

令 和 5 年 度 美 瑛 町 公 営 企 業 会 計 決 算 審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 営 企 業 法 第 3 0 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、令 和 6 年 6 月 1 日 付 け 美 総 財 第 1 1 0 号 で 審 査 に 付 さ れ た 令 和 5 年 度 美 瑛 町 公 営 企 業 の 決 算 審 査 を 終 了 し た の で、別 紙 の と お り 意 見 書 を 提 出 し ま す。

令和5年度美瑛町公営企業会計決算審査意見書

1 審査の対象

- 令和5年度 美瑛町水道事業会計
- 令和5年度 美瑛町公共下水道事業会計
- 令和5年度 美瑛町水力発電事業会計
- 令和5年度 美瑛町立病院事業会計

2 審査の期間

- 令和6年7月 9日 1日間 美瑛町水道事業会計
- 美瑛町公共下水道事業会計
- 美瑛町水力発電事業会計
- 令和6年7月10日 1日間 美瑛町立病院事業会計

3 審査について

決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類に事業の財政状況及び経営成績が適正に表示されているかを検証するため、はじめに担当室・局長から令和5年度決算の事業概要を、また、担当者からは、詳細な決算内容、資料の説明を受け、事業会計の伝票、帳簿、台帳、契約書類等との照合など、監査委員が必要と認めるその他審査手続きに基づいて、審査を実施した。

併せて、令和5年度に新たに取得した器械・装置等備品について、担当局内において使用状況等を確認した。

次に、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

4 審査の結果

4 企業会計の決算について、その内容を審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されていることが認められた。

4 企業会計の決算の概要は、次に述べるとおりである。

美 瑛 町 水 道 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 経営状況について

(1) 経営成績について

令和5年度の水道事業会計の収支は、水道事業収益（以下「総収益」という。）が284,700千円、水道事業費用（以下「総費用」という。）が293,717千円となり、差引9,017千円の純損失が生じた。

総収益の根幹をなしている水道使用料を前年度と比較すると、白金地区で406千円（2.5%）、平和地区で966千円（3.0%）、本町地区で2,803千円（1.8%）の増、五稜地区で312千円（7.1%）の減となり、町全体では、3,863千円（1.9%）の増となっている。

総費用では、総係費の主なもので、職員給与費が1,847千円（12.5%）の増、資産減耗費が664千円（31.6%）の減となっている。

その他、原水及び浄水費、配水及び給水費、企業債利息、雑支出等で12,764千円（13.6%）の増となっている。

この結果、当年度の未処分利益剰余金は、前年度の繰越利益剰余金62,944千円と本年度の決算で生じた純損失9,017千円を合わせた53,927千円となった。

総収益及び総費用の推移は、第1表のとおりである。

《第1表》総収益・総費用の推移

（単位 千円・率は前年対比%・税抜・△は純損失）

年度	総収益		総費用		純利益
30	309,401	97.0	302,882	100.9	6,519
元	299,204	96.7	285,677	94.3	13,527
2	289,174	96.6	292,509	102.4	△3,335
3	279,946	96.8	278,069	95.1	1,877
4	279,203	99.7	286,246	102.9	△7,043
5	284,700	102.0	293,717	102.6	△9,017

① 収益について

総収益は、予算額307,385千円に対し、決算額306,903千円（営業収益235,292千円、営業外収益71,611千円、特別利益0千円）で、収入率99.8%となり、前年

度の収入率 97.9%に比し 1.9%の増となっている。

総収益の内訳とその推移は、第 2 表のとおりである。

《第 2 表》総収益の内訳と推移

(単位 千円・税抜)

年度	給水 収益	受託給水 工事収益	その他 営業収益	他会計 補助金	長期 前受金	過年度 損益修正益	その他 収益	総収益
30	213,720	0	3,080	6,894	68,854	0	16,853	309,401
元	210,809	0	2,785	1,796	66,829	0	16,985	299,204
2	193,784	0	2,262	13,082	63,061	0	16,985	289,174
3	194,163	0	2,275	12,104	61,055	0	10,349	279,946
4	207,335	0	1,616	333	60,527	0	9,392	279,203
5	211,198	0	2,877	594	59,836	0	10,195	284,700

収益の主体となる給水収益は、予算額 233,038 千円に対し、決算額 232,317 千円で、収入率 99.7%となっている。

有収水量は、1,030,064 m³（本町地区 704,580 m³・白金地区 142,885 m³・平和地区 162,008 m³・五稜地区 20,591 m³）で前年度に比し、20,273 m³の増となっている。

供給単価は、205 円で前年度同額となっている。

給水収益の推移は、第 3 表のとおりである。

《第 3 表》給水収益の内訳と推移

(税抜)

年度	有収水量 m ³	給水収益 千円	供給単価 ア 円	給水原価 イ 円	差引 アーイ 円
30	1,053,464	213,720	202.87	286.40	△83.53
元	1,041,801	210,809	202.35	273.24	△70.89
2	986,668	193,784	196.40	232.55	△36.15
3	982,389	194,163	197.64	220.90	△23.26
4	1,009,791	207,335	205.32	218.98	△13.66
5	1,029,968	211,198	205.05	236.59	△31.54

② 費用について

総費用は、予算額 316,320 千円に対し、決算額 313,583 千円（営業費用 299,406 千円、営業外費用 14,177 千円、特別損失 0 千円）で、執行率 99.1%となり、前年度同率となっている。

使途別費用の前年度との比較は、第4表のとおりである。

《第4表》使途別費用比較表

(単位 千円・税抜)

区分	令和4年度	令和5年度	比較	
			増(△)減	比率(%)
給与費	14,720	16,566	1,846	12.5
委託料	45,216	44,052	△1,164	△2.6
修繕費	18,599	31,719	13,120	70.5
減価償却費	171,049	169,172	△1,877	△1.1
資産減耗費	2,099	1,435	△664	△31.6
企業債利息	3,153	2,469	△684	△21.7
特別損失	4,598	0	△4,598	皆減
その他	26,812	28,304	1,492	5.6
計	286,246	293,717	7,471	2.6

主な使途別費用では、給与費で12.5%、修繕費で70.5%が増となり、委託料で2.6%、減価償却費で1.1%、資産減耗費で31.6%、企業債利息で21.7%が減となっている。

総費用に占める給与費の割合は、5.6%となっている。

給水収益に対する企業債の割合は、第5表のとおりである。

《第5表》給水収益と企業債償還割合

(単位 千円・税抜)

年度	給水収益 (A)	企業債償還額			比較 B/A %
		元 金	利 息	計 (B)	
30	213,720	39,173	8,086	47,259	22.1
元	210,809	41,128	6,647	47,775	22.7
2	193,784	51,904	5,367	57,271	29.6
3	194,163	49,921	4,133	54,054	27.8
4	207,335	43,960	3,153	47,113	22.7
5	211,198	42,533	2,469	45,002	21.3

(2) 資本的収支について

資本的収入の決算額は、42,698千円で、予算額42,700千円に対する収入率は、100.0%であり、その内訳は、企業債18,600千円、一般会計補助金で20,853千円、負担金で3,245千円となっている。

資本的支出の決算額は、87,428千円で、予算額88,972千円に対する執行率は、98.3%であり、その内訳は、建設改良費で43,593千円、固定資産購入費で1,302千円、企業債償還金で42,533千円となっている。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,730千円は、当年度消費税資本的収支調整額4,081千円、過年度分損益勘定留保資金40,649千円で補てんしている。

(3) 財政状況について

年度末の資産総額は、3,705,327千円で、前年度より39,977千円の減であり、内訳は、固定資産で129,794千円の減、流動資産で89,817千円の増となっている。

流動資産のうち現金預金で89,482千円、未収金等で335千円それぞれ増となっている。

負債は、固定負債が168,956千円、流動負債92,064千円で、前年度より4,779千円の増となっている。

資本は、2,321,411千円で、前年度より9,017千円の減となっており、内訳は、資本金で前年度同額により増減なし、利益剰余金で9,017千円の減となっている。

- 注) 1. 予算額、予算額等との対比の数値は、消費税込みで記載している。
2. 第1表から第5表までの表示金額及び財政状況の対比の数値は、消費税抜きで記載している。

3 総括意見

令和5年度の水道事業会計の決算は、純損失9,017千円が計上された。

年間有収水量が前年度と比し20,177 m³の増、給水収益についても、前年度より3,863千円の増となっているが、老朽化等に伴う配水管の修繕費用の増から、総体で純損失の決算となっている。

令和5年度についても、浄水場水道施設機器の新設及び更新工事、配水管の布設替工事などを実施し、住民への安全で安定した給水の確保を目指し、各種事業が展開されている。また、スマートフォンアプリによる決済、水道使用等手続きの簡素化など、住民に対する安定したサービスの提供及び利便性向上に努めていることは引き続き評価できるものである。

今後においても、人口減少に伴う給水人口等の減少、水道設備更新需要の増大など水道事業を取り巻く環境が変化している中で、安全でおいしい水道水を安定的に供給できる体制と強い経営基盤の確立を図り、住民生活と地域社会を支えるライフラインとしての水道事業を、健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指し、事業の推進に当たられたい。また、社会情勢に応じた水道料金の妥当性などについて、検討することも必要であると考えられる。

美 瑛 町 公 共 下 水 道 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、公共下水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 業務状況について

公共下水道事業の業務状況は、次表のとおりである。下水道に接続可能な処理区域内人口は、6,345人で、前年度に比べ50人減少し、人口普及率は67.9%で、前年度に比べ0.7%増加している。下水道を使用している処理人口は、6,220人で、前年度に比べ81人減少し、水洗化率は98.0%で、前年度に比べ0.5%減少している。

処理水量は983,536 m³で、前年度に比べ21,847 m³増加し、有収水量は601,155 m³で、前年度に比べ8,554 m³増加している。なお、有収率は61.1%で、前年度に比べ0.5%減少している。

項 目	単位	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率 (%)	
処理区域面積	ha	291	291	0	0.0	
行政人口	人	9,341	9,514	△173	△1.8	
処理区域内人口	人	6,345	6,395	△50	△0.8	
処理人口	人	6,220	6,301	△81	△1.3	
人口普及率	%	67.9	67.2	0.7	1.0	
水洗化率	%	98.0	98.5	△0.5	△0.5	
処理水量	年間	m ³	983,536	961,689	21,847	2.3
有収水量	年間	m ³	601,155	592,601	8,554	1.4
有収率	%	61.1	61.6	△0.5	△0.8	

※人口普及率=処理区域内人口/行政人口×100

※水洗化率=処理人口/処理区域内人口×100

※有収率=有収水量/処理水量×100

3 予算執行状況について

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の決算状況については、以下のとおりとなっている。

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：千円、%、税込)

区 分	令和5年度			令和4年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
営業収益	130,095	130,581	100.4	—	—	—
営業外収益	285,941	285,947	100.0	—	—	—
特別利益	3	0	0.0	—	—	—
合 計	416,039	416,528	100.1	—	—	—

支出

区 分	令和5年度			令和4年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
営業費用	395,411	383,638	97.0	—	—	—
営業外費用	14,499	14,983	103.3	—	—	—
特別損失	5,629	5,401	95.9	—	—	—
予備費	500	0	0	—	—	—
合 計	416,039	404,022	97.1	—	—	—

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：千円、%、税込)

区 分	令和5年度			令和4年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
企業債	13,400	7,800	58.2	—	—	—
他会計補助金	4,360	4,360	100.0	—	—	—
国庫補助金	8,295	7,831	94.4	—	—	—
固定資産売却代金	1	0	0	—	—	—
合 計	26,056	19,991	76.7	—	—	—

支出

区 分	令和5年度			令和4年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
建設改良費	23,166	23,023	99.4	—	—	—
企業債償還金	113,451	113,451	100.0	—	—	—
合 計	136,617	136,474	99.9	—	—	—

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 116,483 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,093 千円、引継金 5,820 千円及び当年度分損益勘定留保資金 108,570 千円で補てんされている。

4 経営成績について

(1) 収 益

下水道事業収益

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
営業収益	122,159	—	—	—
営業外収益	285,956	—	—	—
特別利益	0	—	—	—
合 計	408,115	—	—	—

下水道事業費用

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
営業費用	373,830	—	—	—
営業外費用	16,224	—	—	—
特別損失	5,401	—	—	—
合 計	395,455	—	—	—

(2) 経営比率

総収益対総費用

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
総 収 益 (A)	408,115	—	—	—
総 費 用 (B)	395,455	—	—	—
純 利 益 (A) - (B)	12,660	—	—	—
総収益対総費用比率 (A) / (B) × 100	103.2	—	—	—

総収益 408,115 千円に対し、総費用は 395,455 千円であり、差引 12,660 千円の純利益を計上している。収益と費用の総体的な関連を示す総収益対総費用比率は、理想比率 100 以上に及ぶ 103.2%となっている。

営業収益対営業費用

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
営業収益 (A)	122,159	—	—	—
営業費用 (B)	373,830	—	—	—
営業損益 (A) - (B)	△251,671	—	—	—
営業収益対営業費用比率 (A) / (B) × 100	32.7	—	—	—

営業収益 122,159 千円に対し、営業費用は 373,830 千円であり、差引 251,671 千円の営業損失を計上している。営業収益とそれに要した営業費用を対比して業務活動

の能率を示す営業収益対営業費用比率は、理想比率 100%以上を大きく下回る 32.7%となっている。

5 財政状態について

資産、負債及び資本の状況は次表のとおりである。 (単位：千円、%、税抜)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
資 産	固 定 資 産	5,331,542	—	—	—
	流 動 資 産	72,585	—	—	—
資 産 合 計		5,404,127	—	—	—
負 債 ・ 資 本	固 定 負 債	717,871	—	—	—
	流 動 負 債	131,462	—	—	—
	繰 延 収 益	2,563,264	—	—	—
	計	3,412,597	—	—	—
	資 本 金	1,978,870	—	—	—
	剰 余 金	12,660	—	—	—
	計	1,991,530	—	—	—
負 債 ・ 資 本 合 計		5,404,127	—	—	—

また、資金の収支状況は、次表のとおりである。

キャッシュ・フロー計算書 (要約) (単位：千円、税抜)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
業務活動によるキャッシュ・フロー	156,809	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,739	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△100,051	—	—
資 金 増 加 (減 少) 額	48,019	—	—
資 金 期 首 残 高	5,820	—	—
資 金 期 末 残 高	53,839	—	—

6 総括意見

公共下水道事業については、経営成績や財政状況を的確に把握し、合理的かつ効率的な事業運営を行っていくため、令和5年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行された。

令和5年度の業務状況については、前記したとおりであるが、当年度の主な事業としては、公共柵の新設、マンホールポンプ所長寿命化対策、下水道処理場の設備更新工事が行われている。

本町の人口は、減少傾向にあり人口減少に伴う使用料収入の減少が予測され、また、管渠やポンプ施設等の老朽化等に伴う更新投資や、防災減災を目的とした施設

改修に係る費用の増加が見込まれるなど、経営環境は厳しい状況になると考えられる。

このような中で、公共下水道事業の現状と今後の情勢を的確に見据えながら、衛生的で快適な生活環境を維持し、公共用水域の水質保全を図っていくためには、経営の健全性が不可欠であることから、引き続き収益の確保や費用の抑制・最適化などの取組を総合的に推進し、将来にわたり、安定的なサービスを継続できるよう、健全な事業運営に努められたい。

美 瑛 町 水 力 発 電 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水力発電事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 業務状況について

水力発電事業の業務状況は、次表のとおりである。

項目	単位	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率(%)
供給電力	Kwh	2,235,987	2,556,852	△320,865	△12.5

3 予算執行状況について

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の決算状況については、以下のとおりとなっている。

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：千円、%、税込)

区分	令和5年度			令和4年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
営業収益	27,028	33,943	125.6	—	—	—
財務収益	1	0	0.0	—	—	—
事業外収益	36,107	37,759	104.6	—	—	—
特別利益	3	0	0.0	—	—	—
合計	63,139	71,702	113.6	—	—	—

支出

区分	令和5年度			令和4年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
営業費用	60,666	58,352	96.2	—	—	—
財務費用	1	0	0.0	—	—	—
事業外費用	1,007	926	92.0	—	—	—
特別損失	1,365	1,358	99.5	—	—	—
予備費	100	0	0.0	—	—	—
合計	63,139	60,636	96.0	—	—	—

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：千円、%、税込)

区 分	令和5年度			令和4年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
基金繰入金	1	0	0.0	—	—	—
合 計	1	0	0.0	—	—	—

支出

区 分	令和5年度			令和4年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
基金積立金	1	0(200円)	0.0	—	—	—
合 計	1	0(200円)	0.0	—	—	—

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200円は、引継金200円で補てんされている。

4 経営成績について

(1) 収 益

水力発電事業収益

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
営業収益	30,857	—	—	—
財務収益	0	—	—	—
事業外収益	37,759	—	—	—
特別利益	0	—	—	—
合 計	68,616	—	—	—

水力発電事業費用

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
営業費用	57,843	—	—	—
財務費用	0	—	—	—
事業外費用	0	—	—	—
特別損失	1,358	—	—	—
合 計	59,201	—	—	—

(2) 経営比率

総収益対総費用

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
総 収 益 (A)	68,616	—	—	—
総 費 用 (B)	59,201	—	—	—
純 利 益 (A) - (B)	9,415	—	—	—
総収益対総費用比率 (A) / (B) × 100	115.9	—	—	—

総収益 68,616 千円に対し、総費用は 59,201 千円であり、差引 9,415 千円の純利益を計上している。収益と費用の総体的な関連を示す総収益対総費用比率は、理想比率 100 以上に及ぶ 115.9%となっている。

営業収益対営業費用

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
営 業 収 益 (A)	30,857	—	—	—
営 業 費 用 (B)	57,843	—	—	—
営 業 損 益 (A) - (B)	△26,986	—	—	—
営業収益対営業費用比率 (A) / (B) × 100	53.3	—	—	—

営業収益 30,857 千円に対し、営業費用は 57,843 千円であり、差引 26,986 千円の営業損失を計上している。営業収益とそれに要した営業費用を対比して業務活動の効率を示す営業収益対営業費用比率は、理想比率 100%以上を下回る 53.3%となっている。

5 財政状態について

資産、負債及び資本の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%、税抜)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率
資 産	固 定 資 産	222,314	—	—	—
	流 動 資 産	15,066	—	—	—
	資 産 合 計	237,380	—	—	—
負 債 ・ 資 本	固 定 負 債	0	—	—	—
	流 動 負 債	3,466	—	—	—
	繰 延 収 益	181,105	—	—	—
	計	184,571	—	—	—
	資 本 金	43,394	—	—	—
	剰 余 金	9,415	—	—	—
	計	52,809	—	—	—
負 債 ・ 資 本 合 計	237,380	—	—	—	

また、資金の収支状況は、次表のとおりである。

キャッシュ・フロー計算書（要約）（単位：千円、税抜）

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,177	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	—	—
資金増加（減少）額	8,177	—	—
資金期首残高	6,183	—	—
資金期末残高	14,360	—	—

6 総括意見

水力発電事業についても、公共下水道事業会計同様の目的により、令和5年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へと移行されている。

令和5年度の業務状況、経営成績等については、前記したとおりであり、会計全体としては純利益を上げている状況である。

水力発電事業会計においては、今後見込まれる老朽化等による設備及び機器の更新・修繕費用、発電設備の維持管理経費に係る財源の更なる確保を図り、独立採算を目指した効率的な運営及び引き続き発電施設の安全運行に努められたい。

美 瑛 町 立 病 院 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、病院事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 経営状況について

(1) 経営成績について

令和5年度の病院事業会計の収支は、病院事業収益（以下「総収益」という。）が1,203,486千円、病院事業費用（以下「総費用」という。）が1,168,313千円となり、差引35,173千円の純利益となった。

総収益の医業収益（その他医業収益を除く。）を前年度と比較すると、入院収益で14,169千円（5.1%）、外来収益で19,708千円（9.1%）の増となり、医業収益全体では、25,172千円（4.7%）の増となっている。

総費用の主なものとしては、材料費で13,584千円（22.1%）、減価償却費で2,647千円（2.2%）、引当金繰入費で3,678千円（9.4%）、資産減耗費で30,167千円（152.3%）の増となり、経費で670千円（0.3%）、雑損失で3,246千円（11.3%）、給与費で20,434千円（3.2%）、支払利息及び企業債取扱諸費で2,409千円（17.0%）がそれぞれ減となっている。このほか、特別損失が2,129千円（71.0%）の減となっている。

この結果、当年度の未処理欠損金は、当年度の決算で生じた純利益35,173千円を前年度の繰越欠損金150,040千円から除して、114,867千円となった。

総収益及び総費用の推移は、第1表のとおりである。

《第1表》総収益・総費用の推移

（単位 千円・率は前年対比%・税抜・△は純損失）

年度	総収益		総費用		純利益
30	1,179,033	98.2	1,185,916	102.9	△6,883
元	1,170,681	99.3	1,176,872	99.2	△6,191
2	1,180,742	100.9	1,129,857	96.0	50,885
3	1,148,978	97.3	1,144,359	101.3	4,619
4	1,101,930	95.9	1,147,053	100.2	△45,123
5	1,203,486	109.2	1,168,313	101.9	35,173

① 収益について

総収益は、予算額1,199,197千円に対し、決算額1,210,402千円（医業収益569,134千円、医業外収益641,012千円、特別利益256千円）で、収入率100.9%

となり前年度に比し 103,785 千円の増となっている。

総収益の内訳とその推移は、第2表のとおりである。

《第2表》総収益の内訳と推移

(単位 千円・税抜)

年度	入院収益	外来収益	その他 医業収益	他会計 補助金	長期 前受金戻入	その他 収益	総収益
30	410,901	247,802	22,224	430,000	55,025	13,081	1,179,033
元	371,452	241,458	20,879	480,000	47,546	9,346	1,170,681
2	361,279	228,523	23,006	490,000	42,877	35,057	1,180,742
3	325,238	225,574	54,856	480,000	43,842	19,468	1,148,978
4	280,053	216,300	43,986	500,000	46,911	14,680	1,101,930
5	294,222	236,008	35,281	580,000	52,156	5,819	1,203,486

収益の主体となる医業収益は、予算額 561,132 千円に対し、決算額 569,134 千円、収入率 101.4%で、前年度に比し 24,335 千円の増となっている。

医業収益（入院・外来）の推移は、第3表のとおりである。

《第3表》医業収益（入院・外来）の推移

(税抜)

年度	入院収益				外来収益		
	患者延数 (人)	一人一日 当収益 (円)	金額 (千円)	病床利用 率(%)	患者延数 (人)	一人一日当 収益(円)	金額 (千円)
30	19,442	21,135	410,901	54.4	38,525	6,432	247,802
元	17,210	21,584	371,452	48.0	37,309	6,472	241,458
2	16,751	21,568	361,279	46.8	33,971	6,727	228,523
3	14,721	22,093	325,238	41.2	33,584	6,717	225,574
4	11,996	23,346	280,053	33.5	30,232	7,155	216,300
5	13,018	22,601	294,222	36.3	30,817	7,658	236,008

② 費用について

総費用は、予算額 1,199,197 千円に対し、決算額 1,167,281 千円（医業費用 1,154,488 千円、医業外費用 11,922 千円、特別損失 871 千円）で、執行率 97.3%となり、前年度に比し 22,469 千円の増となっている。

使途別費用の前年度との比較は、第4表のとおりである。

《第4表》 使途別費用比較表

(単位 千円・税抜)

区 分	令和4年度	令和5年度	比 較	
			増(△)減	比率 (%)
給与費	635,475	615,041	△20,434	△3.2
薬品・診療材料費	59,794	73,682	13,888	23.2
光熱水費	31,760	30,133	△1,627	△5.1
燃料費	15,110	14,972	△138	△0.9
賃借料	10,044	7,363	△2,681	△26.7
委託料	155,552	157,810	2,258	1.5
減価償却費	117,760	120,407	2,647	2.2
資産減耗費	19,809	49,976	30,167	152.3
引当金繰入費	39,271	42,949	3,678	9.4
企業債利息	14,188	11,778	△2,410	△17.0
特別損失	3,000	871	△2,129	△71.0
その他	45,290	43,331	△1,959	△4.3
計	1,147,053	1,168,313	21,260	1.9

※端数処理により1千円の誤差が生じる場合がある。

給与費の決算額は、前年度に比し20,434千円(3.2%)の減となり、総費用に占める割合は、52.6%となっている。また、給与費の医業収益(入院・外来)に占める割合は、108.8%で、前年度に比し8.8%の減となっている。

薬品・医療材料費は、医療資材の単価高止まりなどにより、前年度に比し13,888千円(23.2%)、委託料で2,258千円(1.5%)の増、光熱水費で1,627千円(5.1%)、燃料費で138千円(0.9%)、賃借料で2,681千円(26.7%)、その他経費で1,959千円(4.3%)の減となっている。

減価償却費は前年度に比し2,647千円(2.2%)、資産更新に伴う除却費用である資産減耗費で30,167千円(152.3%)、引当金繰入費で3,678千円(9.4%)がそれぞれ増となり、企業債利息で2,410千円(17.0%)の減となっている。このほか、特別損失が2,129千円(71.0%)の減となり、令和5年度については、医療機器売却による帳簿価格と売却額の差額について損失計上されている。

(2) 資本的収支について

資本的収入は予算額85,443千円に対し、決算額85,443千円(医療設備整備負担金42,790千円、企業債9,900千円、固定資産売却費1,480千円)で収入率100.0%となり、前年度に比し311千円の増となっている。資本的支出は、予算額199,627千円に対し、決算額199,581千円(建設改良費86,432千円、企業債償還金113,149千円)で、執行率100.0%となっている。資本的支出額に対して不足する額114,138千円は、当年度消費税資本的収支調整額990千円及び過年度分損益勘定留保資金113,148千円で補てんしている。

(3) 財政状況について

年度末の資産総額は、1,624,632千円でその内訳は、固定資産で1,418,787千円、流動資産で205,845千円となっている。

流動資産のうち現金預金が100,011千円、未収金等で105,834千円となっている。

負債・資本では、固定負債で350,175千円、流動負債で210,751千円となっている。資本は、456,763千円で内訳は、資本金で560,454千円、資本剰余金で5,296千円、利益剰余金では108,987千円の累積損失が生じている。

流動負債に対する流動資産の割合を示す流動比率は、97.7%となっている。

注) 1. 予算額、予算額等との対比の数値は、消費税込みで記載している。

2. 第1表から第4表までの表示金額及び財政状況との対比の数値は、消費税抜きで記載している。

3 総括意見

令和5年度病院事業会計の決算については、収入において、医業収益が6年ぶりに前年度を上回った。

具体的には、発熱外来が通常業務の一部となり、また段階的な入院制限の解除などにより、入院収益においては、入院患者が前年度比1,022人(8.5%)、外来患者が前年度比585人(1.9%)増加したことなどにより、医業収益全体で、前年度比25,172千円(4.7%)の増加となっているが、前年度の落ち込みを考慮すると収益的に、引き続き厳しい状況にあることに変わりはない。

医業外収益では、一般会計補助金を大幅に増額したことなどにより、前年度比76,284千円(13.6%)の増となっており、一般会計への負担が大きくなっている状況である。

費用面においては、給与費において減額となっているが、物価高騰による医療資材等の価格が高止まりしていることなどにより材料費が増額、また資産更新に伴う除却費用である資産減耗費の増により、医業費用については、前年度比29,045千円(2.6%)の増となっている。

令和5年度町立病院事業会計の決算状況の審査から、町立病院が町民の健康と生命を守るために病院を運営し続ける必要性は、重々に承知しているところではあるが、人件費の増加、物価高騰等の社会情勢の影響を受け、一般会計についても、厳しい状況にあることから、必要な医療提供体制を維持しつつ、企業会計としてのあるべき姿である、一般会計からの繰出基準を考慮する中での独立採算を目指し、抜本的な病院運営体制の改革を望むところである。



美 監 査 第 1 8 号

令 和 6 年 8 月 3 0 日

美 瑛 町 長 角 和 浩 幸 様

美 瑛 町 監 査 委 員 大 西 宣 

美 瑛 町 監 査 委 員 谷 本 憲 

令和 5 年 度 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 に つ い て
地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 及 び 第 2 2 条 第 1 項
の 規 定 に よ り、令 和 5 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 を 審
査 し た の で、そ の 意 見 を 別 紙 の と お り 提 出 し ま す。

令和5年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 実質赤字比率	—	14.28	
② 連結実質赤字比率	—	19.28	
③ 実質公債費比率	13.4	25.00	
④ 将来負担比率	24.7	350.00	

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について、令和5年度決算は黒字であり、該当しない。
- ② 連結実質赤字比率について、令和5年度決算は黒字であり、該当しない。
- ③ 実質公債費比率について、令和5年度の比率は13.4%となっており、早期健全化基準の25.00%と比較するとこれを下回っている。
- ④ 将来負担比率について、令和5年度の比率は24.7%となっており、早期健全化基準の350.00%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水道事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した公共下水道事業会計の決算は、流動資産と流動負債により定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度 水力発電事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水力発電事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した病院事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度 老人保健施設事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した老人保健施設事業特別会計決算は、黒字であり該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。